

欧州統一特許裁判所準備委員会、欧州特許弁理士の訴訟代理人資格要件に関する
規則案に対する意見募集を開始

2014年6月24日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州統一特許裁判所 (Unified Patent Court: UPC) の準備委員会 (Preparatory Committee) は6月13日、欧州特許弁理士の訴訟代理人資格要件に関する規則案に対する意見募集を開始した。

統一特許裁判所協定第48条(2)及び(3)の規定により、欧州特許庁での手続についての代理人資格を有する欧州特許弁理士 (European Patent Attorney) であって、欧州特許訴訟証明書のような適切な資格を有する者は、UPC において訴訟代理人となることができ、この資格要件は、UPC の管理委員会 (Administrative Committee) が決定することになっている。

今回公表された規則案は、この資格要件を定めるもの。意見募集は7月25日まで行われ、その後、必要に応じて修正され、同協定の発効後に正式に決定される予定である。規則案の概要は以下の通り。

欧州特許訴訟証明書 (European Patent Litigation Certificate) は、締約国の大学又は非営利教育機関並びに UPC 研修センター (ブダペスト) が、認可を受けた課程を修了した欧州特許弁理士に対して発行する (規則2)。

当該課程は、EU 法、契約法・会社法・不法行為法等の私法及び国際私法等の法律の基礎知識と、UPC における法律と訴訟の高度な知識を取り扱う (規則3)。また、期間は最低120時間で、筆記及び口頭試験を必須とする (規則4)。e ラーニングも可能であるが、実務研修は実際の出席が必要とされる (規則5)。

締約国の大学又は非営利教育機関は、当該課程の運営の認可の申請を UPC に提出することができ、UPC の諮問委員会の意見に基づき、管理委員会が認可を決定する。認可は5年間有効であり、更新も可能である (規則6-8)。

欧州特許訴訟証明書以外に、訴訟代理人になることができる適切な資格については、欧州特許弁理士であって、締約国の法律の学士又は修士を有する者又は EU 加盟国の司法試験に合格した者は、適切な資格を有するとみなされる (規則11)。また、同協定の発効後3年間の移行期間中は、欧州特許弁理士であって、CEIPI (知的財産国際研究センター) やクイーン・メアリー・カレッジ・ロンドン等の特定の課程を修了した者、又は、登録申請の前の5年以内に締約国の国内裁判所で開始された少なくとも3件の特許侵害訴訟で、弁護士の補助なしで訴訟代理人となったことのある者も、適切な資格を有するとみなされる (規

則 12)。

<参考：関連条文の仮訳>

統一特許裁判所協定

第 48 条 代理

(1) 当事者は、締約国の裁判所で実務を行うことを承認された弁護士を代理人とする。

(2) 当事者は、もう一つの方法として、EPC第134条に従い欧州特許庁において専門的代理人として行動する権利を有し、欧州特許訴訟証明書のような適切な資格を有する欧州特許弁理士を代理人とすることができる。

(3) (2)に従う資格要件は、管理委員会が設定する。本裁判所で当事者の代理人となる権利を有する欧州特許弁理士の名簿は、登記官が保管する。

(以下省略)

－ 統一特許裁判所準備委員会のプレスリリースは、以下参照 －

[European Patent Litigation Certificate - draft proposal and public consultation](#)

－ 欧州特許弁理士の代理人資格要件に関する規則案は、以下参照 －

[Draft Decision of the Administrative Committee - Rules on the European Patent Litigation Certificate and Other Appropriate Qualifications Pursuant to Article 48 \(2\) of the Agreement on a Unified Patent Court \(PDF\)](#)

－ 補足説明資料は、以下参照 －

[Explanatory Memorandum on the Draft Proposal for Rules on the European Patent Litigation Certificate and Other Appropriate Qualifications \(PDF\)](#)

－ 統一特許裁判所に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[欧州統一特許裁判所準備委員会、手続規則草案に対する意見募集の結果を公表 \(2014 年 3 月 10 日\) \(PDF\)](#)

[スウェーデン、リトアニア、ラトビア、エストニア、統一特許裁判所の地域部を創設する初めての協定を締結 \(2014 年 3 月 6 日\) \(PDF\)](#)

[欧米アジアの 19 社・団体が欧州統一特許裁判所に関して共同意見書を公表 \(2014 年 2 月 28 日\) \(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、「オプト・アウト」された欧州特許には統一特許裁判所協定は適用されないとの解釈を提示 \(2014 年 2 月 3 日\) \(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所判事候補の公募手続を開始 \(2013 年 9 月 24 日\) \(PDF\)](#)

(以上)